

# タクシー利用にかかわる公開質問状

# 回答

(各会派順不同)

## 公開質問状

品川区議会議員各会派の皆様、区政のために日頃よりご努力、ご奮闘いただきましてありがとうございます。さて今般、地方自治体では「政務調査費」が重大な関心事になっております。私たち「品川区民オンブズマンの会」も政務調査費の具体的な中身。内容を区民の前に明らかにし、税金の使い方を正すことが大事だと思ひ、既にいろいろと活動を続けてまいりました。昨年、情報公開により資料を作成し調査した結果、今回新たに政務調査費の中のタクシー代が各派によって大きな差があることを知りました。1年間にゼロまたは数回しか利用していない会派がある一方、2000回を超えて(金額も300万を超える)タクシーを利用する会派がありました。議会(本会議・委員会)や視察などがある日は費用弁償(1日つき1議員に4000円)が支払われていますが、この日にもタクシー代の領収書がかなり見受けられます。一般的には公共交通機関の利用が困難または病気などで歩行が困難または緊急非常時の場合にタクシーは利用します。1年間に2000回を超えるタクシー利用については一般社会常識の範囲では到底考えられません。今般、各会派の皆様は政務調査費のタクシー利用・プリペイドカード・費用弁償についての考えを伺うために、公開質問状を送付させていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、きたる2013年3月31日までにご回答下さいますようお願い申し上げます。なお、ご回答は区民に公開することになりますので、ご了承下さい。

## 各会派への質問項目

### 1 タクシー利用について

① タクシー利用については、利用の目的・利用者・利用区間等について報告書を別途作成し提出すべきであると考えますが、これについてどう思われますか？

② タクシーの利用については、公共交通機関を利用できない困難性または緊急性がある場合に限ると考えますが、これについてどう思われますか？

### 2 プリペイドカードについて

スイカ・パスモなどのプリペイド式カードの利用については、領収書、利用日、利用目的、利用者、利用区間等について報告書を別途作成し提出すべきであると考えますが、これについてどう思われますか？

### 3 費用弁償について

議会開催日に支給される費用弁償については廃止すべきである、あるいは支給額を減額すべきである、と考えますが、これについてどう思われますか？

## 民主・改革ネット

幹事長 石田慎吾

### 1 タクシー利用質問について

(1) ご質問の趣旨は、各会派が作成する収支報告書とは別途にタクシー利用についての報告書を提出すべきか、という趣旨であると思料します。まず、収支報告書への記載については「品川区議会における政務活動費の交付に関する条例」第9条及び7条2項に定められており、このための具体的な指針として平成25年3月付「品川区議会における政務活動費に関する運用指針」が定められております。当会派も、この条例及び指針に従い、調査研究費等の使途名目ごとの経費(交通費)としてタクシー代を記載し報告しております。これにより、区民の皆様が、各会派及び各区議会議員の税金の使い方を確認するのに十分な収支報告書を提出していると当会派は確信しております。そして、個人情報保護、及び区議会議員の活動の自由また保障すべきでありますから、今後具体的な問題点が浮上すればともかく、上記条例及び指針の規定を超えた資料を提出することは当会派は考えておりません。したがって、ご質問のタクシー利用の報告書を別途作成し提出すべきであるという考え方には賛同しないということになります。

(2) この質問については、まずタクシーは、公共交通機関に準じた移動手段であると考え

べきではないでしょうか。現在、鉄道、バス、航空機等の公共交通機関のなかでも、民間経営が多数を占め、特急から普通便など移動時間と利用料金にバリエーションがあるなど多数のサービスがあります。バスとタクシーの間にも利用料金の違いはありますが、そこには移動時間や、荷物の運搬の点などサービスの違いによる価格差が経済的合理性のもと反映されております。当会派の各議員は、区民へのサービスの実現のため、移動の際に、鉄道、バス、タクシーなどいずれの公共交通機関を利用することが、公益的及び経済的に合理的かということをお判断し、利用しております。具体的には、ある会合の場所から、ほかの面談の場所への移動をする際に、バスを利用して交通費を抑えるべきか、それとも会合や面談の時間を最大限かけ区民へのサービスのための時間を多く取るためタクシーを利用すべきかなどの判断をするということになります。もちろんタクシー利用の濫用は許されない事ですから、そのようなことが無いように心がける必要があるのは当然です。しかし、貴会のご質問のような「公共交通機関を利用できない困難性または緊急性がある場合に限る」という基準では、上記区民へのサービス実現の目的、移動時間等一般的利便性、及び料金などを総合考慮し公益的及び経済的に合理的な移動手段を選択するということが出来なくなりますので、当会派は賛成出来かねます。

2 昨今の民間の皆様とのサービス提携により

プリペイド式カードの利便性が向上する一方、その多目的利用方法のため、スイカ、パスモなどの交通機関発行のプリペイド式カードも、交通費以外の支払いに利用される事は多くなっています。このため、プリペイド式カードについては、その各支払い金額の利用目的が上記条例7条2項の別表に定める調査研究費等の各項目に適っていることを報告する必要が生じてまいりました。当会派は、具体的な記載、報告方法について上記運用指針に従い、現金チャージの時の領収書と使用区間・運賃等の記録が履歴として印字されたものを収支報告書に添付するようにしております。他方、プリペイド式カードによる交通費の支出は、実質的には現金払いに準じた支払方法の一つでありますから、具体的な問題点が浮上しない限り、質問にあるようなプリペイド式カードについての報告書を別途作成することまでは必要ないと判断しております

3 費用弁償の金額は平成21年に日額6000円から、金4000円に減額し現在に至っております。この金額については、区議会議員の委員会等出席のための諸経費を賄う費用弁償として経済的合理性があるのか否か適時検討すべき費用であります。現時点の金4000円からさらに減額すべきという結論はできておりません。ただし、当会派としては費用弁償の支給額については適時検討すべきと考えています。

## 公明党

- 1 利用の目的と利用区間について、すでに提出済みです。会派として、適切な支出を今後心掛けて行きます
- 2 質問の内容通り使用していません
- 3 4月から利用額、利用日、利用区間、運賃を提出することになりました
- 3 その方向で考えています

## 日本共産党

- 1
  - ① 同感です
  - ② その通りだと思います
- 2 同感です
- 3 廃止すべきと考えます

## みんな・無所属品川

政調会長 西本貴子  
品川区議会の政務調査費・費用弁償について、ご質問をいただきました。お返事が大変遅れましたことお詫び申し上げます。当会派の中でも様々議論させていただきましたので現時点での考えをお知らせいたします。政務調査費のありかたについては、品川区議会として時々において、区議会として議論をし、整備をしてきました。時代の流れの中でこれから見直しをすべきところは積極的に議論をしていく所存でございます。区民の皆様に対し用途については透明性を確保しながら政治活動の在り方についても深く視野に入れ、どこまで公開できるものか、模索しながらすすめていくことが重要と考えます。政治活動において、様々な立場の方々とお会いし、区政に生かすよう心がけ、一人ひとりが精力的に活動しております。しかし我々の活動はまだまだ周知していただけないなど反省点も多くあります。政務調査費は、区民の皆様から選挙によって選ばれ、品川区

をさらに良くしてほしいという願いを受け、政治活動をするためのものと認識しております。無駄のないようこれからも最大限有効活用してまいります。法改正により政務活動費と改められ、より一層有効的に使わせていただくことになりました。品川区議会におきましても、さらに議論を進めて行く予定でおります。

ご質問のタクシー利用につきましては、当然公共機関の利用を第一に考えております。しかし時間調整や緊急性の伴った場合はタクシー利用をしております。報告につきましては品川区議会の規定に基づき行っております。とかく我々の活動は相手がございます。守秘義務の観点からもどこまで報告するかは慎重にして行くべきと考えます。プリペイドカードの利用につきましても同様な考えであります。平成25年度より履歴については報告することになりました。費用弁償につきましては、他の特別職などの兼ね合いもあり、費用弁償のあり方について今後議論していく必要があると考えております。

## 自民党

幹事長 大沢真一

### 第1総論略

#### 政務活動費について

1 地方公共団体の施策は住民のニーズの多様化と相まって複雑・多岐にわたっており、そのため地方公共団体の議員は住民の付託に応えるため、地方行政に関する諸制度・都政・国政等に関する広範かつ専門知識が必要とされ、これらに対する日常的な不断の調査研究が要請されています。そして、これらに対する不断の調査研究が要請されています。そして地方議会においては思想信条あるいは政治的立場を同じくする議会内の会派を中心に政策活動がおこなわれており議会活動とは別に会派が独自に区政に関する懸案事項について現地調査を行うなど活発な調査研究が展開されております。会派ごとに活動することは議員個人で活動するよりも効率的であり、また会派間のほどよい緊張関係によりメリットがあることから、会派が行う区政に関する調査研究活動その他の活動に資するため政務活動費は専ら会派単位に交付されているものです。

2 そして本件で質問の対象とされている交通費は政務活動費のなかにおいても会派所属議員が自由且つ迅速な調査・情報収集を行うために重要な位置付けがなされているものであります。そして会派を中心として行う政務調査を前提とすれば、そこには一定の自由な活動が保障されることが要請され個々の調査対象の選定・実施については交通費の支出金

額が相当のものである限り各議員の自由な裁量・調査対象者との信頼関係の維持が必要となることから活動費の明細について細かく報告義務を課することは各議員の自由・迅速な調査・情報収集活動に抑制効果を生じさせることになりかねません。

3 当会派の年間のタクシー利用について年間2000回、金額は300万円を超える年もあったとの貴会からのご指摘ですが上記利用状況について11人の議員でこれを割ると一人平均年間181回（月15回余）利用金額については1人平均年額27万3000円（月額約2万3000円）となります。政務活動費は区政に関する調査研究等をその主たる目的とするものであり議会において最多議員が所属する当会派は日常的に多種多様な幅広い活動を行っていることを鑑みれば上記回数、金額のタクシー利用は相当な範囲と考えております。

本件質問項目について

#### 1 タクシー利用について

（1）当会派としては、平成18年12月7日議会議長訓令第1号により「品川区議会における政務調査費の交付に関する8規定」が改正されました。その使途基準にしたがい、支出に関する報告書を提出してきました。今後も平成25年2月25日付条例第4号により改正された「品川区議会における政務調査費の交付に関する条例」及びその運用指針にしたがい報告書を提出していきます。

（2）タクシー利用は、会派所属議員が自由且つ迅速な調査・情報収集を行うために行うものであり、バス・電車等の公共交通機関利用に代替えしえない場合も多々考えられ、さらに多忙な議員活動の間の限られた時間での移動手段としてのタクシー利用については、対象地への移動時間節約に資するか否かといった観点も斟酌する必要があると考えます

2 当会派としては「品川区議会における政務調査費の交付に関する規定」及びその使途基準とは別に会派基準をもうけ、プリペイドカードの履歴を保存し、交通費以外の使途がないかチェックしています。今後は、平成25年2月25日付条例第4号により改正された「品川区議会における政務活動費の交付に関する条例」及びその運用指針によりプリペイドカードの履歴を提出することになりました。これに従い報告書を提出していきます。

3 上記については議員の委員会出席のため諸経費を賄う費用弁償であると考えられており、一定額を支払っている他区もあり金額も合理的な範囲に属するものであるところから、その必要性は否定出来ないと考えております。尚、品川区議会自民党の提案により平成21年5月29日「品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部が改訂され費用弁償の金額を月額6,000円から4,000円に改訂し現在に至っています

## 平成23年度 第4期分（2012年1月～3月） 各派のタクシー・カード・ガソリン利用状況一覧

### 現在の党派

- ◇自民党
- ◇公明党
- ◇民主・改革ネット
- ◇みんな・無所属品川
- ◇日本共産党

会派名	議員数	利用回数	タクシー代(円)	カード代(円)	ガソリン代(円)	合計(円)
自民党	11	557	776400	59000	65179	900579
公明党	8	2	1370	15000	0	16370
民主・改革ネット	7	238	279880	40000	45641	365521
無所属品川	6	249	284410	85000	6873	376283
みんなの党	2	4	4790	44000	0	48790
日本共産党	5	0	0	0	0	0